

平成25年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月12日 午前10時00分		
	散 会	6月12日 午後3時35分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	玉 城 克 義
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	謝 花 弘	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成25年6月12日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	報 告 第 8 号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	報 告
3	議 案 第 24 号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議 案 第 25 号	土地の取得について	質 疑
5	議 案 第 26 号	平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	質 疑
6	議 案 第 27 号	工事請負契約について	質 疑
7	議 案 第 28 号	工事請負契約について	質 疑
8	同 意 案 第 3 号	固定資産評価員の選任について	質 疑
9	同 意 案 第 4 号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑
10	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑

○ 議長 久田浩也君 皆さんおはようございます。だいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

これから、諸報告を行います。

3月10日、日程第8で議題となりました議案第27号 工事請負契約に関する説明書(工事請負契約書)及び追加議題について、村長より訂正等の申し出がありましたので、お手元にお配りいたしました「訂正及び追加請求書」のとおり訂正をいたします。

日程第1. 昨日に引き続き「一般質問」を行います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時04分)

順次発言を許します。2番 石川清友議員の発言を許します。

○ 2番 石川清友君 皆さん、おはようございます。平成25年第2回定例会に当たりまして、さきに通告しました事項について一般質問を行います。

1. 我が今帰仁村には先人が残した宝、今帰仁城跡が平成12年に世界遺産に登録されましたが、世界遺産登録後、入場者数、入場料ともに伸びてまいりましたが、そこで平成24年度の入場者数と入場料についてお伺いします。

2点目に、自主財源確保に向けた取り組みについてお伺いします。

続きまして、未来を担う人材育成事業について。本年度より北山高校で放課後、塾を開設する予定になっていますが、その進捗状況について伺います。北山高校PTAとの連携についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ①についてのご質問にお答えいたします。

今帰仁城跡の平成24年度の入場者数は24万9,998人で、入場料は8,838万9,863円となっています。

②について。今帰仁城跡は平成12年に世界遺産登録され、その年度と翌年度は入場者数及び入場料は飛躍的な伸びを記録しました。しかし、平成14年度は大幅な減少に転じました。平成15年度から平成20年度までは再び順調な伸びを示し、平成17年度には歴史文化センターとの共通チケットを開始したところ、入場料は前年度の2.3倍にアップしました。平成20年度は入場者数28万9,226人、入場料1億449万1,000円と最高を記録しました。平成21年度から昨年度までは25万人前後の横ばい状態が続いています。昨年度は週末の台風が4回襲来、また尖閣諸島問題等で海外の来訪者の減少が懸念されましたが、若干の増になりました。

誘客の取り組みとしては、毎月、村長、教育長、指定管理者、観光協会、経済課観光係や文化財係の定例会を開催しています。また、一括交付金を活用して多言語リーフレットを作成し、レンタカー会社への配布や旅行者等クーポン契約の締結、本土の高等学校に修学旅行の案内、カレンダーやポスターの作成配布及び雑誌等の無料掲載でピーアールを行ってきました。今後の予定といたしましては村観光協会と連携し、プロモーションビデオを作成し、グスク交流センター内で放映しながら本村の魅力を発信し、今帰仁城跡を拠点としたリピーターにつなげていきたいと思っております。

未来を担う人材育成事業については、教育長から答弁をさせたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの質問にお答えいたします。

まず1つ目、昨年度から一括交付金を活用し、未来を担う人材育成事業（北山塾）を開設しております。昨年度は一括交付金の認可が下りたのが12月だったため、センター試験の対応や二次試験対策で数学と国語の2教科を実施いたしました。

今年度は、生徒への開設希望調査を5月中でまとめ、6月第2週目から実施できるように準備を進めているところであります。

現在講師を3名確保し、センター試験に対応できるよう取り組みを行う予定です。

それから2つ目のご質問にお答えいたします。PTA同士の連携については高校のPTAも今帰仁村PTA連絡協議会に所属しており、村PTAバレーボール大会で交流や連携が図られております。

しかし、学校間の連携のように各学校間や中学校のPTAとの連携は十分ではありません。これから今年度のPTA会長とも連携を密にしながら北山学園構想の充実に取り組んでいく所存でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど村長、教育長から答弁いただきましたけれども、まず1番目の北山城跡の入場者数の向上についてなんですけれども、先ほど村長は集客の取り組みとしては毎月、村長初め教育長、指定管理者、観光協会、経済観光係や文化財係の定例会を開催していますという答弁だったんですけれども、その定例会の中でどういうことを話されているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

毎月、基本的には第2水曜日の10時から約1時間から2時間かけて、午前中に定例会を持っております。その中で、前の月の今帰仁城跡の入場者数の報告、そして指定管理者の前の月の取り組み、そして今月の取り組み等の話し合いや、それから城跡の管理の関係、例えば木の伐採や桜の管理でどういうのをやっているかと。花を植える、どういう花を植えるかという関係や、それから、やはり入場者数が特に横ばい状態なものですから、それをどうするかということも基本的に話し合われております。特に去年の2月に観光協会が発足しまして、観光協会も毎月参加するようになって、今帰仁城跡の観光にどうやってつなげていくかという一つの助言もいただきながら、毎月話し合いをしている状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいまのお答えで集客の取り組みについては、余り詳しく説明されていなかったんじゃないかなと思うんですけれども、実は集客の増についての取り組みについてなんですけれども、皆さんの資料、お手元に配られていると思うんですけれども、これはページ数が入っていないのでページをお願いしたんですけれども。平成24年度の入場者数及び入場料についてが1ページ。その下、平成23年度が2ページ。これは昭和55年度からの3ページで、海洋博のが4ページということで、ページ数をお願いします。

実は私は平成23年の6月の定例会でも、実はこの入場料の向上に向けての質問をいたしました。その中

で村長は城跡の入場者数をどうしてふやすかということにつきましては、幅広い皆さんのご意見を聞く必要があると考えております。そういう意味では、どのような形になるかはこれから検討していきたいと思いますが、そういう場を設置していきたいと考えておりますという答弁でありました。それが去年の平成24年の6月定例会でもまた同じことを私は質問いたしました。その中で村長は「城跡の観光客をふやすためには、村民のいろいろな意見を網羅するそういう組織をつくっていききたい」とおっしゃっていましたが、これがまだできていないような状況であります。月に1回指定管理者との定例会に私もこれまで参加をして、2月に設立いたしました観光協会からも事務局長が参加をして、今後の展開に向けていろいろ議論している状況の中で、新しいアイデアも出ております。そういう意味ではそれを生かしていきたいと思っておりますということで、実は私が提案したそういう協議会の設置については、実はこの定例会にかえていきたいということに変わってきております。じゃあ、その定例会が本当に機能しているのかということについては、3ページの入場者数、これが先ほども村長からありましたように、平成20年が28万9,000人で、約1億500万円ありました。その後、リーマンショックでいろいろありまして、入場者数が減りました。平成21年は25万人、平成22年24万3,000人、平成23年が24万8,000人、平成24年度が24万9,000人と横ばい状態できております。それが海洋博には、実は海洋博は平成20年度に365万人入っております。平成21年度が337万人、平成22年度338万人、平成23年度は350万人で平成24年度、去年度が371万人来ております。そういう意味で、海洋博は一番ピークのときの365万人を超して、去年は371万人来ております。そういう中で我が今帰仁村の城跡には平成20年度から下がったまま横ばい状態できています。それは今の定例会で、「じゃあ検討する」それでいいのかどうか。村長にお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今の定例会でいいのかということではありますが、これまでの定例会の中でも観光協会が設立されまして、観光協会が参加しているいろいろ議論をする中で、ある意味では観光についての幅広い話し合いは、なされていると思っております。ただ、議員から指摘のあるように、ここ四、五年は横ばい状態という状況の中で、今後どうするかといったときに、さきの議会でも答弁いたしました今帰仁城跡を今後どうするかという協議会というのは必要ではないかと思っております。ただ、協議会が開催されていないことについては申しわけなく考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほども申しましたように、私は平成23年度、平成24年度と続けて同じことで質問をいたしまして、実は村長は平成23年度に約束した協議会の立ち上げがまだなされておられません。これは村長は施政方針の中でも実は自主財源の確保は非常に重要だと、その向上も非常に重要だと毎年おっしゃっているんです。その中で私が思いますのは、実は平成23年度末の基金積立、その金額が我が今帰仁村は8億2,200万円ありました。これは北部の名護市を除いた11町村の中で伊平屋・伊是名を除いた中で、一番下なんです。ちなみに、その基金積立金、国頭村が18億7,000万円、大宜味村25億9,000万円、東村20億600万円、本部町が11億6,000万円、恩納村36億5,000万円、宜野座村19億4,000万円、金武町26億9,000万円、伊江村35億700万円、実はそういう中で我が今帰仁村の財政というのは非常に脆弱だと言わざるを

得ないんです。そういう中で自主財源の向上にはもっと力を入れるべきじゃないかなと思うんです。その自主財源の中でも特に税収については100%収納したら、もうそれ以上は徴収できないんですよ。ただし、この城跡の入場料については我々が頑張れば、実は海洋博には371万人も来ています。その3分の1、100万人来たら実は去年の1人当たりの単価を掛けますと、約3億5,000万円入る数字になるんです。そういう意味で、私はこの今帰仁城跡の観光客誘致については、もっと力を入れてもらいたいと思うんですけども、村長は先ほど協議会も少しは考えていきたいとおっしゃっていたんですけども、これは平成23年度にもそうおっしゃいました。これはどういう時期に立ち上げていかれるのか、再度お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁城跡というのは今帰仁村の財産、世界の財産だと思って、これまでも城跡の整備、そうした追加指定をしながらしっかりと整備をしてまいりました。今後ともそこをどう活用していくかという中で、やはり案内板の設置、これも大分やってまいりました。そしてグスク桜まつり、青年エイサー大会ですね、北山の風、それともう一つは、どうしても城跡の石垣とかその景観含めて素晴らしいお城であります、そこに年間を通して花を咲かせていきたいということで一月に1回の定例会の中でもその話をやっております。今回の6月の補正の中に桜の管理50万円、花いっぱい運動ということで50万円提案しておりますけれども、そういう意味では、その城跡を先ほども申し上げましたように季節ごとに花を咲かせていくというのが、やはり観光客の誘致につながっていくということと、もう一つはイベントを定期的に持つというのが一番大事なかなということで、青年会のほうには、もっと桜まつりと一緒ではなくて、夏から秋にかけて青年エイサー大会を催したほうがいいんじゃないかということをお話をしているような状況があります。今後とも観光協会と連携しながら今帰仁村の城跡のピーアール、今帰仁村のピーアールをしていきたいと思っております。そしてこれまで指摘されております村としてこの今帰仁城跡をどうするか、そして今帰仁村の観光をどうするかという話し合いの場を設けることは必要だと思っておりますので、ぜひ早い時期にこの場を設立していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 村長は早い時期に立ち上げるとおっしゃっていただきましたけれども、これは平成23年6月の定例会でも実は「検討していきます」という返事をもらったんですけども、これは今年度中にできるわけですか。再度お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 年度中には、ぜひその協議会を設立していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 早い時期にぜひ協議会を立ち上げていただきたいと思っております。これは実を言いますと、毎月の定例会を現在なさっているという話なんですけれども、その中でどういう話し合いをなされておられるのか、また踏み込んでお伺いしたいんですけども、村長は実は施政方針の中で、9ページの中で「観光の周遊性を高め、観光ルート上における地域特産品の販売云々あって、地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図ってまいります」ということで、実は去った3月の施政方針の中でそう言わ

れているのですけれども、実はグスク交流センターのテナント業者の皆さんですが、お土産品店等があるんですけれども、その中に今帰仁村の特産品の販売はどれくらいあるか調べたことはございますか。それとまた、毎月の定例会の中でそこら辺の品物にも踏み込んで討議をなさっているのか、お伺いをしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

交流センター内のテナントの中に特産品が幾ら売られているかということでもありますけれども、特産品、いくら売られているかということは、はっきり言って調べたことはございません。例えばあるテナントではTシャツに今帰仁城跡とかということをやっている業者もあります。特産品と言われれば特産品かもしれませんが、例えば乙羽牛乳ですね。アイスクリームとか、そういうものも販売はされております。あとは定例会の中で…、すみません休憩をお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 定例会の中では主に「少ないね」ということは話しておりますけれども、どういう特産品を販売するかというものに関しては話し合いをしたことはございませんけれども、例えば最後の三代目の攀安知のネーミングをとって攀にゃん知というので売り出せないとか、そういうので係の中では話し合いをしたことはありますけれども、具体的にどうのという話はしておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 なぜその質問をしたかと言いますと、実は私は平成23年6月からずっとこの質問をしてまいりました。その中で常に村長は「毎月の定例会をやっているから、その中で事足りているんだ」ということで、実は今まで来ているわけです。実は私もこの前、その交流センターのお土産品店へ行ってまいりました。それが、ゴム草履屋が2店舗あるんです。その中に、あれは店舗として成り立っているのかどうか、新しくつくられた場所でアグーの料理を出している店があるんです。そこでその店の店主に「アグーの肉はどこからとっているんですか」と聞いたところ、実は我那覇ミートからだ。我が今帰仁村には今帰仁アグー、アグーでも金城アグーが2店舗もありながら、村長、ちゃんとうたってるんですよ。観光ルート上における地域特産品の販売を進めると言っておきながら、毎月の定例会の中でそこら辺も話をしないというのは、私はその定例会がはたして機能しているのかなということなので今回、実は村長がもし協議会をまだ設置しないというのであれば、そこら辺まで突っ込んで話したいなと思ったんですけれども、そういう状況なんです、実は。その定例会をもっと有効にぜひ生かすような形の検討会にしたいと同時に、先ほども言いましたように、その城跡の内部にいる皆さんでは実は、じゃあお客さんをふやすにはどうすればいいかというのは、中にいる人ではなかなか見えない部分があるんです。やはり外から見た場合には中の人が見えない部分も出てくるんです。そういう意味で私は2年前から、ぜひ協議会の設置をということでお願いしてまいりました。ぜひ、この城跡の入場料については今年は8,800万円実は組んであるんですけれども、小さい金額まで言いますと、実はもうちょっと上なんですけど、ぜ

ひ村長、この件については協議会の中でその上積みといいますか、努力しなければできないような事業計画をつくっていただけないかなど。

その次に、今は8,800万円ですから、26年度は9,000万円にするなり、次は30万人にとか、そういう常に努力しなきゃならないような目標、数値の設定ですね。そこら辺までぜひやっていただきたいなど。と言うのは、我が今帰仁村にとってはこの自主財源というのは非常に重要なんです。実は先日、本部の町長とも話たんですけれども、うらやましいと。あの北山城跡は本部町から見ると非常にうらやましいと。そういう話をなさっているんです。私は城跡については、これはダイヤの原石だと思うんです。磨けばどんな価値が光り出すかわからないですよ。海洋博までは371万人来ています。それが全部来てもらうと大変な金額になるんですよ。10億円超します。と言いますのは、古宇利のふれあい広場が、これは平成24年度の観光客数。実は商工会に聞いてみましたら、約50万人も来ています。城跡の約倍なんです。だから、そこには努力すべき課題があるのではないかなど。ぜひ先人たちが残した宝を利用して、我が今帰仁も潤うような形にさせていただきたいと思います。そういう中で提案なんですけれども、資料の平成24年度、平成23年度の1ページ、2ページを見ますと月別の入場者数があるんですけれども、それを見ますと1月、2月は両年度も、その年度内では入場者数が多いんです。これは皆さんおわかりだと思うんですけれども、1月、2月については桜まつりがあるからじゃないかなど、私はそうだと確信しておりますけれども、そういう意味からしますと、実は海洋博の月別の入場者数も調べてみますと、4月、5月、それから夏休みの8月ですね。そこら辺が非常に多い観光客が来ております。村長は前にもおっしゃっていましたが「実は花を年がら年中見れるようにしていきたいんだ」と。そういう意味では海洋博に来ているお客さんの多い月、4月、5月、8月、そこら辺にもう1つか2つ、そういうイベントを入れたら入場者数もふえるのではないかなどということを提言いたしまして、この質問に対しては終わりたいんですけれども、その前にぜひ村長、ただいま申し上げました4月、5月、8月に何とか花のイベントなどがつくれないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

村といたしましても、この今帰仁城跡は大事な財産であります。これまでもいろいろなイベントをして最大努力してまいりましたが、25万人前後で今は横ばいの状態であります。これをどう克服するかということ定例会でもずっと話し合いをして、いろいろな施策をしているところでありますが、なかなかその成果が上がっていないような状況もあります。ただ、ほかの市町村の城跡を見ますと、これは首里城のほかは今帰仁は非常に断トツであります。そういう意味では地の利もありまして、海洋博記念公園にも近いというのがありますので、これで油断しているわけではなくて、本当に現場で頑張っている皆さんも何とかして城跡の入場者をふやしていきたいという、非常に熱い思いがありますので、それを生かしながら先ほど申し上げましたけれども、イベントというのがやはり入場者数をふやす一番効果のあることだと思っております。この4月、5月をどうするかということにつきましては、この時期に限定してできるかどうかというのは約束はできないわけですが、やはり観光客が余り来ない時期というのを狙って、やはりイベントを打つというのも非常に大事なことだというふうに考えております。ただ4月はマジックアワーの

ハーフマラソンがありますので、その辺はそれにどう対応していくかということがございますけども、ただ、4月、5月、6月を何らかの形でイベントできるか検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 お答えいたします。

4月は今言ったように、5月はユリをたくさん植えておりまして、今は指定管理者の中で新城さんという新報の通信員がおりまして、常に発信するようにしております。例えば今帰仁城跡に花が咲きました、ユリが咲きました、9月ごろはクワンソウが咲きましたということで、常にマスコミを通して発信をしております。あと一つ、先ほどの答弁の中で、今年4月から許田にあります道の駅でチケット販売を契約いたしまして、道の駅さんに委託しております。そういう関係で道の駅さんも海洋博のチケット売り場の下に今帰仁城跡チケットありますということで、大々的に宣伝させてもらっております。そういう意味で、あとあと道の駅初め「リカリカワルミ」さんとか「そ〜れ」、あと「古宇利ふれあい広場」にも広げていって誘客につなげていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 もうちょっと突っ込んでいろいろ話したいんですけども、次もありますので、ぜひ村長には先ほども言いましたように、花をもって城跡に観光客がもっと来るように、ぜひ頑張ってくださいなど。そういう意味では外部の皆さんの意見もぜひ聞いて、今後30万人と言わずに100万人も呼べるような城跡にしていきたいなど要望いたします。

続きまして人材育成未来塾についてでありますけれども、これは昨年からスタートしているという話ですけれども、今年は現在講師を3名確保している。センター試験に対応できるような取り組みを行う予定ですということなんですけれども、これは3名というと科目は英・数・国になるのか。対象は1年生からなのか3年生だけなのかをお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えいたします。

この答弁書にあります部分をもう少し補っていきたく思うのですが、6月の第2週当たりから実施したいという予定で、今現在、どのように進捗しているかと言いますと、火曜日、きのうからもう始まっております、数学が5時から2時間半、これは火曜日です。それから水曜日、英語。今のところ数学と英語、それから土曜日もございますが、国語は追って、今は人選中です。したがって数学と英語。数学は火曜日と土曜日。土曜日は午後の2時から。そういうふうにしてもう張りつけておりまして、もう実際にスタートしました。希望者も去年はどちらかという12月以降ですから、まだまだ十分情報も行かないし、それから時期的にもよくなかった。1年、2年、3年とも手を挙げるのが多すぎて困っているんですよ。対象は全学年にやりましたら、たくさん賛同する者がおりまして大変うれしいんですけども、やはり高学年を主に割り振りをして、今、歩み始めて。もちろんこれは途中修正も含めながら数学・英語・国語、この3教科を徹底的に北山塾という名に負けないように、中身の充実をして今スタートしたところです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 塾はもうスタートしたという話なんですけれども、これは授業を持つのに1年、2年、3年、学年別じゃなくて1つの授業でなさっているわけですか。それもいいかと思うんですけれども、今後できましたら、同窓会あたりとも詰めて資金が足りなければ同窓会にもお願いするなりして、1年、2年、3年は別々にやられたほうがいいんじゃないかなということを提案したいと思います。

続きましてPTAとの連携なんですけれども、これは何か取り違えたみたいで、私は未来塾について北山高校PTAとの連携がとれているかということで聞いたつもりなんですけれども、それが何か聞き違えたみたいな答えになっていますので、それを再度質問します。未来塾について北山高校PTAとの連携がどうかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまのご質問ですが、ちょっとこちらのほうが文面上の取り違えもありまして、質問に的確に答えられなかったことを大変おわびしたいと思っておりますが、これは当然、生徒もそうですけれども、それに関する資料、チラシは父兄のほうにも周知をする意味で情報を流して、その地域の方々のご理解も得ながら子供たちにその塾へ進めという形で情報を流して、今、かなりいい形でスタートしていると私たちは考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 今帰仁村第2回定例会に際しまして、さきに通告してありました一般質問を行います。3点です。1点目は今帰仁村案内板の設置・改修について。(1)本部町から今帰仁村に入る今泊区内村境付近には本部町の案内板がありますが今帰仁村の案内板はありません。新設の予定はないか伺います。

(2)名護市から今帰仁村に入る湧川区の村境付近には以前から案内板が設置されておりましたが、昨年の台風で一部損壊し亡失しています。1年近くなりますが、そのままにしていますが改修の予定はないか伺います。

2.今帰仁村防災行政無線の設置について。今帰仁村長年の懸案であります防災行政無線の設置について。(1)湧川区・天底区・勢理客区・仲宗根区などの今帰仁村東側の地域に区内無線放送設備が整備されつつありますが、その整備計画の概要(業者選定、維持費、区の負担等)について。

(2)今帰仁村西地区の今後の整備計画について。

(3)今帰仁村全域を結んだ防災行政無線への整備はいつごろになるか伺います。

3.今帰仁村課設置条例のあり方と例規集の逐次追録の実施について。今帰仁村課設置条例の在り方と例規集の制定改廃に伴う逐次追録について。(1)地方自治法第158条の規定に基づき、今帰仁村課の設置条例が設置され、平成25年4月1日現在、村長部局に総務課・住民課・福祉保健課・経済課・建設課の5課が設置、教育委員会には学校教育課・社会教育課の2課が設置され、村全体として7課1局(議会事務局)を含めた体制となっています。平成15年の全国的な市長村合併の波に押され、今帰仁村は合併せず行財政改革を行い自立した村づくりを目指し、課の統合を実施し課と局が半減近くまでスリム化しましたが、

この数年課が復活してきました。このことについて行財政改革の観点から村当局の所信を伺います。

(2) 今帰仁村例規集は条例の制定・改廃があれば逐次追録を発行し内容を補正すると1ページ目に記載されていますが、現在、例規集1及び2を含め追録・補正されない箇所が12カ所もあります。例としては、現在まだ企画振興課長、総合教育課長、水道課長などが記載され、速やかに追録・補正すべきと思いますが当局の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ご質問にお答えいたします。

まず(1)の今泊区村境付近への観光案内板の設置については、年間300万人余が入客する海洋博記念公園からの観光客を誘導する玄関口であることや、本村の観光地としての知名度アップを図るため、必要性があると考えております。

したがいまして、案内板設置の用地確保等の可能性調査を実施し、前向きに検討をしていきたいと思っております。

(2)の湧川区村境付近の案内板改修については、本村の東の玄関口であり、同看板の必要性について理解しておりますので、手直しで対応可能か、新設すべきかを検討し、対応していきたいと思っております。

2. 今帰仁村防災行政無線の設置についてのご質問にお答えいたします。村づくり交付金中部地区で、謝名区、越地区、仲宗根区、玉城区、東部地区で勢理客区、天底区、湧川区において、地域住民への情報伝達及び緊急連絡を図る目的で、無線放送設備の整備を行っております。

計画当初は、各公民館より有線による放送設備計画でありましたが、台風等による有線の断線により修繕にかなりの費用負担があるとのことで、無線方式で検討を行い維持費等に有利であったため、無線機による放送設備を設置しております。平成24年度に中部地区の4区で14カ所に東部地区の3区で14カ所に設置しております。

工事については、村内業者が受注して無線設備は無線の専門業者が施工を行っており、工事完成から1年間は放送設備の保証書で無線の設置業者により保障されております。2年目以降は、保証対象外となることから、故障等に関しては各区の負担となります。

無線放送設備の設置費用については、区の負担はありませんが、維持費として電波使用料と電気料金でスピーカー1カ所、月当たり約1,488円の区負担があります。

次に、今帰仁村西地区の今後の整備計画について。未整備の西地区については、地域間格差が生じないよう村全域の整備計画の中で取り組んでいきます。

(3) 今帰仁村全域を結んだ防災行政無線への整備はいつ頃になるか伺いますについて答弁いたします。防災行政無線の導入設置に当たっては、今帰仁村の地域防災計画書策定が必須条件と考えています。本村でも平成16年に策定されていますが、東日本大震災を教訓に全県的な見直しの中で、現在、専門業者に委託して作業中であります。

ご質問の防災行政無線の整備時期についてでございますが、防災行政無線の設置は村民の生命・財産を守る観点から村政の重要課題であると認識しており、地域防災計画書の見直しと並行して作業を進め本年

度中に事業計画を作成し、次年度以降の実施に向けて沖縄振興特別推進交付金事業や北部広域連携促進事業との調整連携を図りながら努力していきたいと考えております。

次に、今帰仁村課設置条例のあり方と例規集の逐次追録の実施についてお答えいたします。国・地方を通じた厳しい財政状況にあつて、国の三位一体改革による補助金・地方交付税削減に伴い、平成18年度から平成22年度までの5カ年間を目標に、今帰仁村行財政集中改革プランを策定し、行政需要への確に対応していくため限られた財源の中で最大の効果を上げることを基本に、行政全般にわたる総合的な事務の見直しを図り、6課1局まで課の統合を進めて一定の成果を上げてきたことと考えております。

課の増設につきましては、年々増加する業務や県からの委理事務等の対応に無理があり現在の7課になっています。

行財政改革の観点から見ますと、スリム化が望ましいと考えるのは同感でございます。しかし、スリム化に伴って行政サービスの低下につながってはならないことだと考えております。このようなことにかんがみ行財政改革も念頭に置きながら、新規事業等時代のニーズや多様化・高度化する住民ニーズにこたえられるよう、適時精査を行いながら柔軟に対応していきたいと考えています。

次に(2)の質問についてお答えいたします。本村の例規集について、現在、年1回から2回追録作業を行っております。また、内容の改廃について、条例は議会において規則・要綱等は例規審査委員会において審議し公布しております。制定・改廃の際には逐次、議会や例規審査委員会に提案・公布できるよう努めているところですが、ご指摘の部分については、課の統廃合などで一部改正漏れが生じております。その中には、課の統廃合で改正が行われていないもの、現在、機能・活用されていない委員会等に関するもの、去った3月や5月に改正した規則・要綱などがあります。

今後は各課で関連する業務の例規をよく精査し、改廃の漏れが生じないよう努めていきたいと考えております。また、既に発生している改廃の漏れについては、早急に対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 3点については答弁書をいただいておりますので、そのとおりだと思いますが、まず1点目の案内板設置の改修についてですが、これは答弁では観光客を誘致するためということで、今回、地元にいながら私も今回の湧川区の案内板の漏れというか、亡失というのか、それについては気がつくのがおくれまして、ある人に指摘されてよく見たわけですが、これまで今帰仁村に入る場合には、この湧川区あるいは今泊区、または名護市からいけば三土堤ですね。この3カ所が一番大きなところだと思っております。湧川と三土堤、それから城跡の後ろのほうの大堂ですか、あそこから入る部分については大体あるんですが、今言った一番大きなところは今泊です。おそらく海洋博から今帰仁に来る半分以上はこのとおりだと思っております。ここから行くと、今帰仁村から本部町に入ると大きな看板が具志堅農道のところにあります。「本部町へようこそ」と。それで、私はそこも当然あるだろうと思って具志堅まで走って車で行って見たんですが、やはりなかったと。意外にこんな大きなところはないなと思ったんですが、答弁では、それは設置しなければならないということで、考えております。早急に設置すべきかと思っております。それで、このことで村内を回って見たんですが、城跡の案内のぼりというのが最近出ております。旗が各国道沿いのガードレール等に設置されています。あれはただ置いてあるだけだと思って見たら、幾

つか破損というか折れているんですね。一番大きなのは議長の家の前にもありまして、私は最近気がつきましたけれども、見事に2つとも折れ曲がって歩道にかぶっているんです。これは一番近い議長が直すべきかと思うんですが、これは余計なことではあります。そういう細かいことはですね、やはり見てやるべきじゃないかと思えます。ちょっと見苦しいですね、あれを見ていても。私も直そうかと思ったんですが、また、わざわざあれを直したら失礼かなと思ったものですから、それも含めて今回は特に湧川のことについては皆さんに資料まで配付したのは、写真で見たほうが分かりやすいと思って、見たわけです。ここの部分にあるのは、本当に私も毎日通っていきまして、意識していなかったんですが、3年ほど前にうちの隣りに引っ越した本土の人が、「毎日、今帰仁に来たら「ようこそ、めんそーれー」というふうに書いているのを見て、とても気持ちがいいと。ところが最近、全然これがなくなって、いつまでもつからないので、「どうしているんですか」と聞いて、私は言われるまで気がつかないままです。よく見たら、この写真のほうの後ろのほうのカヤとか雑草も全然刈り取られていないものですから、気がつかないままですが、赤瓦の門構えで素晴らしい案内板があったにもかかわらず、中身が筒抜けになっています。それで前の字はどうなっているのかなと思って調べたんですが、どこにもなかったものですから、自分が撮ったムービーがたまたま残っていて、それがこの後ろにある皆さんが見ているもので、「めんそーれー今帰仁村」。後ろのほうにも本当は何か書いていました。そこは思い出せないんですが。これはぜひ復活してほしいなと思っております。特に、ただ中の板が抜けているだけかと思って、この前、降りて見たら、この図ではあまりわからないと思うんですが、ちょっと傾いていきまして、コンクリートでつくられてはいるんですが片方は土の部分だけ残って浮いております。ちょっと細かくて見えにくいと思うんですが、この右側のほうは少し傾いているんですね。だから、それをただ直すというだけじゃなくて、結構かかりそうなんですね、これについては。ですが、この右の下の部分はですね、湧川区内では特に潮干狩りのときに村以外の人、村民も含めて結構、浜に下りてくる人が多いんです。ですから、何かの拍子でぱかっとなって壊れてきたときに、これは人身にも被害を与える可能性が十分あります。単にこれを見ているだけじゃなくてですね、この場所を移動するか、あるいは新しく作りかえるか、または補強をしないといけないだろうと思えます。その件では休憩時間に副村長が現場踏査をしたみたいですので、これはぜひ早目に修繕をしてもらいたいと思えますが、ただ、今の件について観光振興課、ないしは村長部局も十分確認はしていると思うんです。この修繕については、答弁書には手直して対応とかいろいろ検討というふうになっておりますが、ぜひ、これは改修をする必要があると思えます。いま一度、村長ないし副村長に答弁をいただきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまの質問にお答えいたします。

確かに議員もおっしゃっていたように、なかなか毎日通る道なんですけれども、気づかずに議員から質問が出て初めて見にいきまして、気づいた次第でございます。申しわけございませんでした。ここは台風でこの根本が現れていきまして、すぐ壊れるということは余り考えられないんですけれども、万が一のこともありますので、この現れた場所にもう少し石を積んだりとか、そういうことで補強をしないと人が通れば危ないという状況がありますので、早目に対策を講じるよう努力してまいりたいと思えますので、よ

ろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 副村長も就任間もないところですが、副村長の自宅の前、近くでもありますので、それはぜひまた改修については検討というより実施していただきたいと思います。先ほどののぼりについても一度村内を回って、やはり直すべきところは直したほうがいいだろうということで提案をして、この件については早急に対策を要望し、2に移りたいと思います。

防災行政無線については答弁書にもありますとおり、既に動き出したというか、私も一番最初の議員になりたてのころの一般質問がこの防災行政無線ということで、とても思いがあるんですが、実際、あれからすると十何年も実施にならなかったの、それから2度ほどやったんです、二、三度ほかの同僚議員もやっていました。なかなか予算の措置がなかったということもあります。今回は一括交付金ということもありますので実施は近いだろうと思っておりますが、説明がある意味では各区に来ていないと思うんです。うちのところも去年の予算で、いわゆる区内無線を有線でやっているとは思っていたんですが、これが無線になったというのは、実際に業者から聞いて初めてわかったんですが、試験放送も4月ごろにやっております。しかし、まだまだうちのところは特に谷と山との差がありすぎて、なかなかそれでも聞こえないというところがまだ出ております。これからだと思いますが、やはりもうやり出した以上、村内一斉にやるべきだと思うんです。今のように東区でもまだ全部じゃないですね。そこからまた仲宗根、西区についてはほとんど手をつけていないんじゃないかと思えます。これはJアラートも含めて、ぜひまた防災行政につなぐべきだと思うんですが、答弁書にはこれから後、設置に向けてとありますけれども、具体的なスケジュールがどのようになっているか、いま一度詳細に説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

具体的なスケジュールというのは現在立てておりませんが、課内で企画そして防災担当、そして電算担当含めまして、今年度中に計画書を策定して、事業については先ほど村長から述べましたように一括交付金、それから北部広域連携、そういった事業を対象として今年度中にぜひ専門業者に業務委託をして、次年度以降、事業実施というふうに考えております。現在、今年度行う専門業者への委託については一括交付金ということで計上して申請しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁書によりますと、実際にはもう走り出しているわけですが、スピーカーの1カ所あたり1,488円と、これは1カ所当たりですから、結構、区の負担はあるなど見ておりますが、全体的に防災行政無線が全庁的になった場合のことで、全体のいわゆる計画を立てて、区の負担についてはやはり説明も必要かなと思います。普段、今まで使っていないものが新たにふえてきますし、うちのところでしたら区のほうのいわゆる財源がほとんどないものですから、そういったものもまた区長からも説明があると思います。1,500円としても4カ所ぐらいにはなりますから5,000円ぐらいにはなるかなと思うんです。今は計画はないと。今年度中にとすることは、もうこれからやらないといけないと思います。あと何か月ですか。細かいことについても説明する必要があると思います。うちのところはまだ区内での

細かい説明はありません。ですから、区長さんも誤解しているのかなと思うんですが、防災行政無線だと思っている人がいるんじゃないかと思っております。これはまだそうじゃないということですよ。これはあくまでも各区内放送で。これをつないでいくということは、これから新しく新設する側も防災無線を設置するという目的でできるかと思うんです。ですから、今やっているものもいずれは村内のすべてと設置する予定であるのであれば、行政防災無線に向けての今の設置であるということ、もっとアピールする必要があります。そういったレクチャーについては各字の区長とやっていないかどうか、それから今後の計画、再度答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今、むらづくり交付金の東部地区で行っている防災無線なんですが、これについては区内の放送設備ということで、むらづくり交付金のときに字から要望があつて、この放送設備のものを設置してもらいたいということがありまして、事業採択をしまして入れた事業であります。今回、例えば湧川区についても6カ所に設置を行っていますが、まだ湧川区の範囲がちょっと広いものですから、まだちょっと放送が聞こえない部分もあるということを知っています。その場所については平成25年度、今年にあと1カ所設置する予定でいます。今、ちょっと予定しているところが国道505号と県道123号線に行く三叉路のところの交差点のところ、今回、1カ所予定しているところがございます。今回、こういうむらづくり交付金の場合には字からの要望があつて設置しておりますので、維持管理については区の負担ということで事業を行っておりますので、その分は答弁書にありますようなスピーカー1カ所当たりの区負担とかも生じていきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村全体を網羅した防災行政無線についての村民への説明レクチャーかと考えておりますけれども、これについては専門事業者のほうからいろいろな説明、プレゼンテーションがありまして、どれが我が今帰仁村に一番適した望ましいものかというのをまだ我々は持ち合わせておりません。そしてもう一つは運用面についても具体的なものを持っておりませんので、専門業者からの説明が決まった時点で運用についてもしっかり整理して村民に丁寧に説明していきたくと思います。特に防災と行政と一緒にしておりますので、現在、通常行われているのが行政無線ですので、防災と行政を一緒にすると、具体例で申しますと現在のものは集落間同士でやりますと、どうしても共鳴しちゃうというんですか、けんかをするというんですか、その辺のことも考えられますので、技術的なことは私はよくわかりませんが、防災については波の大きい長いもの、遠くまで届くもの。行政無線については現在周波数の短いものですね。そういった使い分けも運用の中で出てくるのかなということは想定しております。したがって、具体的なことができた時点で村民にはきめ細かく丁寧に説明会を開いていきたくと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、説明がありましたが、区の負担ということで言えば、むらづくり交付金でも要望のあったところだけと。当然それは受益者負担で必要があると思うんです。今、課長からありまし

たが、今は6カ所として、あと1カ所ということは7カ所になるわけですから、そうするとこれだけでも1万400円ぐらいの負担になってくるわけですね。実際のスピーカー1カ所当たりの計算からいきますと。

今後、将来、それを防災行政無線として設置する場合には、例えば湧川区と天底区で重複しているところもありますし、場所からすれば天底の高台につければ全部に通じると。要するに何が言いたいかというと、こういうふうな作り方をするのであれば、将来的にいわゆる防災行政無線、村の無線として設置をしていくとなれば、もっと効率のいい使い方があると思うんです。作り方。今からやっていってですね。例えば湧川区では首里原区ということで天底区ととても隣接するところもあり行政区も一緒に近いところです。だから、そういうところにあるものを将来、両方で1つ使えば、例えば湧川区だけで使えば切りかえてそこに利用できるということと、全庁的に放送が必要な場合には、この隣接したものを一つにできるという省エネもあるかと思います。そのところも設計の段階で将来のいわゆる防災無線になる場合の設計の作り方があると思うんです。ぜひ、これは検討に入れていただきたいと思います。

それから、この答弁の中にありましたけれども、無線業者により保証されているのは1年間と。これはどこも電化製品でもそうですが、大体1年までは保証ですね。1年をすぎると保証対象外となり保証等については各区の負担になると。これが結構大きいと思います。無線機というのは当然、これからいろいろトラブルも起こってきますし、故障も考えられるわけです。ですから、これがあと各字の負担になってきますと、中にはしばらく故障が直らないということもあるかと思います。そのところもぜひ考えていただいて、早目に行政無線内の整備に移って行って、西側はこれからであるのであれば、これを最初から防災無線をやるということで、各字区の区内放送にも持っていければと思います。ぜひそのところも考えて続けていただければと思いますが、いま一度それについて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問に答弁求めます。

ただいま議員から提案がありましたとおり、我々も内部ではそれは必要なこと、大事なことだと認識しております。そして維持管理費用等につきましては、またこれについてはまだ村づくり交付金事業のものとは別に、どういう形で設置されていくか見えませんので、その辺がまた具体的なランニングコストが出た時点でいろいろとまた検討していきたいと思っております。確かにバッテリー無線ですので、放送施設のほうはバッテリーがついているかと思うんですが、その交換時期とかいろいろ出てくるのが想定されます。また最近はソーラーパネルによる電源ですか、そういうのもいろいろあるみたいですので、その辺も導入時には技術的な面も考慮して、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今後の課題ではあると思うんですが、今、ソーラーパネルの話も出ておりましたけれども、今帰仁東側区でいえば湧川、天底、勢理客、渡喜仁は公民館への太陽光パネル設置が今進んでおります。これからすると、このスピーカーの設置のいわゆる負担がこのパネルからの売電費用で間に合うというふうに計算がついております。西側についてもこれから整備をするのであれば、各公民館の屋根にパネル設置で、その費用を賄う一部になるのではなかと考えています。またやっているかとは思いま

すが。そういったものもありますので、そこのほうを使いながら、予算のほうについていえば、今、太陽光パネルを国もかなりの補助を出しています。早くやらないと、そのことのほうも逆に今度は売電の効果がなくなると思いますので、そこはぜひ早急に設置を急いでいただきたいと思います。無線についてはこれからではありますが、それから気になるのは、今は東部地区の工事は終わったのかどうか確認をしたいのですけれども、もう終わっていますか。全部ですね。湧川、勢理客、天底、3カ所ですかね。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 むらづくり交付金、東部地区で今年、平成25年度に天底地区で設置されているコン柱のほうにスピーカーを2基設置予定です。それから勢理客区のほうもスピーカーのみなんですが、現在、建てられているコン柱にスピーカーのみで2基の予定をしています。

それから、先ほどお話をしました湧川区のほうで1基ですが、スピーカーは3方向につける予定で今、計画をしているところです。それから、東部地区のほうで呉我山区のほうが当初は要望がなくて、当初の計画には入っていなかったんですが、一応区長さんのほうに確認をして平成25年度内で設計とかを行って、平成26年度に呉我山区も設置していく予定で考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成24年度から始まって平成25年度には東は終わり、進んでいるというのは理解しています。今後は西側地区がこれからやると思うんですが、今言った全庁的な防災無線の設置のつもりで、ぜひ整備を続けていただければと思います。とにかく無線については、これは区長さんもかなりいろいろ無線設備の修理とか使い方についてもこれからやっていかなければいけないと思いますので、役場のほうでもぜひこれは行政指導していければというふうに思います。2は以上で終わって、次の課の設置のほうに移っていきたいと思いますが、これは村長の答弁の中では、いわゆる平成18年度から平成22年度までの5年間で行政集中改革プランを策定してということで、今一番減ったのが6課1局までいってまいりましたが、また1課ふえております。それで例規集を実は見てみたら、課の統合と設置が平成14年ぐらいから新しく始まっております。それが多分、平成15年の全国的な市町村合併のころだったとっております。そのところから、ちょっとこれは一つのおもしろいのが出てきたんですが、平成14年度から課が統合され、新しい課が統合されて条例が改正されたのが14、17、20、23というふうに新しくなっております。この例規集の中ですね。計算したのかわかりませんが3年ごとにやっています。これについては、つまり、課の設置については条例が改正されるというので最後に附則が入っています。この附則が14、17、20、23になっています。全部3年ごと。3年ごとに課が一つずつ減ってきています。この平成20年度で6課になって、平成23年度でまた1つふえてきた。今年、新しくまた主幹がふえていますね。計算で行くと平成26年度にはもう一つ課がふえることになります。つまり、これは計算どおりになっているんです。14、17、20、23、26、予定ですか。村長、答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 簡潔に答弁したいと思います。この答弁にもありましたように、この課の統廃合につきましては小泉内閣の三位一体改革の中で、地方交付税が3億円以上、4億円近く削られた状況の中で、各地方に改革を迫って市町村合併をなささいという状況の中で、今婦仁村も先ほどありましたよ

うに5カ年間で行政改革集中プランというのを策定して、課の統廃合、そして人権の削減のために議会とかその他の委員の定数を減らして改革をしてまいりました。その中で今、現状を見ますといろいろな状況の変化がございます。国の事務の移管、そして特に沖縄県では初めての一括交付金という中で、これまでの補助金を受けてというものではなくて、この一括交付金を受けてみずから考えて提案をなささいという中で、これもごく短期間でやりなさいというふうなことがありまして、村としても緊急的な措置として企画財政のほうに主幹を配置いたしました。これにつきましては先ほど来年度は1課ふやすのかという質問でございますが、これにつきましては今後とも行財政改革は進めていきますが、やはり先ほど申し上げましたように新規の事業、一括交付金、北部連携という中で、これからはどうするかということにつきましては、今後、行財政改革策定委員会の中で時間をかけて課のあり方について検討をさせていきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の村長の答弁は同じように議会に携わった者としてはよく理解しております。平成15年度の統合、いわゆる全国的な市町村合併の中で3,000から1,000までという当時の目標だったんですが、それはもうできなかつた、今は1,800ぐらいあると思いますが、1,600ぐらいまで行っているかと。今帰仁村も本部町、あるいは名護市と3つの市町村合併の話も出て、我々のところも統合委員会を設置しております。私はたまたま委員長だったのでよく覚えているんですが、名護市とも本部町とも合併をしない、自立する今帰仁村というのを提案したのが私たち議会でありました。村長はそれに基づきまして今帰仁村は合併をしないでスリム化してということで、そのころから課の統合が始まって20年度の6課1局という最短までいったというように理解しております。それがそろそろ落ち着いたころにまたふえてきています。たまたまでそうじゃないと思うんですが、符合も14、17、20、23、26と、この次は30になるんですが、27ですね。それはそれとして、必要であればそれは課の復活はやむを得ないと思います。ですから、今回のように主幹を置いて説明はわかりました。一年間主幹を置いてそのまま次に補う布石として打っているんだろうと私は理解しておりますが、必要なときには速やかに課の設置を提案したほうが私はいいんじゃないかと。何もかも2年待つとかということじゃなくて、これは必要だと思います。特に今回のように一括交付金が各市町村自治体も知恵を出さなければできないところまでいっているならなおさらです。新しい副村長もまた中央でばりばりだった人が来ておりますから、大変期待しておりますので、この点については課の統合もまたもとに戻すのも私は別にやぶさかではないと思うんです。ただ、回りくどく言う必要もないと思いますので、今回は特に必要だということであれば最初から設置をして、しかもこれから顔として出ていくわけです。今ここにあるものを見ても新しい主幹は総務課付となっております。やはり総務課長が行くのと総務課主幹ではまた違うと思うんです。独立した課の課長が行って初めて、やはり今帰仁村の要望が通るわけですから、これについてはこのようにしなくても、ぜひ村長の施策が思うようにできるように課をやってもいいかと思います。議会ではいろいろまた議論もあるかと思いますが、そのことは私は必要があれば何も時期を待つまでもないと思います。必ず3年度毎にやりたいというのであれば、来年度でもいいんですが、来年の一括交付金も決まっていると思いますから、ただ、これから後、一括交付金については単に各市町村の言い分だけが通らなくなるのが3年目ぐらいになるだろうと思いま

すから、なおさら課長の昇進というか新しい課の新設はいいかと思えます。一括交付金課長でもいいんじゃないかと思うぐらいですね、そのことは。やっていいかと思えます。これからは課の統合についても自然発生的に出てきて、これが出たから主幹にして、課長にしてというふうに今帰仁村は一つの段階を踏んでいるんですが、そんなことはしないでですね、今帰仁の村長がもうこれはぜひ必要だと言うのであれば意思を持ってやってくればいいと思えます。

それと追録のことについては、私は暇があってやったわけではなくて、以前から気になっていたんです。どうして今ごろこんなものがあるかということで。例規集の1ページに、ここに書かれているんですね。1から4まであるんですが、この例規集は昭和48年1月1日現在で編さんしたものであると。これはそうですね。その後における制定改廃については逐次追録をして、内容を補正することということにもかかわらず。これを調べてみたらこれは村からの借り物なので落書きできないので、付せんだけを貼っていますが、一晩見ただけで12カ所あるんですが、質問にありましたとおり企画振興課長、総合教育課長、水道課長、それからまだ残ってありました福祉課長、保健予防課長、今はいないですよ、この福祉課長。この中に残っています。これは村長の答弁でですね、この中にありますけれども、こういうことじゃないんですよ。最近改正が行われてまだ直されていないのがありますというんですが、これは最近じゃないんですね。水道課長というのはいま10年以上前の話じゃないですか。税務課長はさすがにないんですがね。ですから、こういったものは年2回の追録で十分間に合うと思うんです。残った原因というのは何となく理解できません。委員会が設置されたときに、例えば課長全員の名前があるので、何課長、何課長であったのが残っているわけです。新しく統合して前の課長が廃止されたんだったら全部調べて、全部これは追録するべきだと思うんです。じゃあ、その中に例規審査委員会というのがありますね。これも調べてみたら例規審査委員というのは副村長を含む若干名とあります。若干名がよくわからないんですが、今現在はどこどこなんでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

例規審の委員構成の若干名というのは課長会を持って例規審査委員会にかえております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時46分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 例規審は若干名という表現表記でございますが、数字については具体的に何名というふうには申し上げられませんでしたけれども、今後は実態、実状に合わせて若干名を課長をもって充てるというような表現に訂正していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 やはり例規集は今帰仁村憲法ですので、これは直すべきだと思います。今後はじゃなくて、これも改訂したほうがいいですね。若干名じゃなくて。課長会をもって委員会とする。それで今現在は年間何回かやっているんですか。例規審査委員会をやっているかどうか、それから一番最近、

直近。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

常時こういう各課から上がってきたときには例規審を持っております。直近では福祉保健課の風疹ワクチンの予防接種についての例規審を持っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 実は、これはほんの一日か一晩やっただけなんで、もっとあると思います、これ。ですから、改めて審査委員会、若干名も審査委員会も含めて検討の必要があると思います。実際に例規集を直すときは、ここの部分だけ直しているということになりますね。ということは前のが、いわゆる税務課長とかそういったのが残っているのを直していないわけだから、全部やらないといけないですね。それは外注していると思いますが、そのときに、いわゆる審査委員会の中で今回こういう新しい条例に変わりましたので、ここの部分を削除あるいは訂正、または差しかえというふうに言っていると思うんです。実際の実務としてはどんなものでしょうか。今みたいなものが出てきた場合に。指摘はなかったと思うんですが、過去のものも全部直す。直さなくてもいいのもあると思います。条例が廃止されたのは。それから、もう既に終わっている例規集で廃止されていないものも入れて、再度その実施について。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

追録について、既に3月、5月等にやったものについては8月から9月ごろをめどに追録、差しかえの予定をしております。そして議員から指摘がありましたとおり、確かにかなりのものがございます。これについても早急に例規審に諮り訂正していきたいと思います。もう一つ、今後はホームページに掲載されているものについては追録よりも先に早目にアップして、ホームページで閲覧できるようにやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 例規集については本当は細かく見ていって、逐一やらないといけないということで理解しています。村長に新しい主幹が誕生しております。来年には課長に昇格する予定であるのか、再度答弁を、お答えできれば。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

非常に前向きなご質問で、非常に村長としても心強く思っております。主幹を平成25年度に置いたというのは、企画財政だけでいくのかどうかと、各課にまたがるという可能性があって例えば企画観光課とかいろいろなものがありまして、一年間は策定委員会で検討したほうが良いということでもあります。そういう中で、福祉保健課も事務の移管含めてものすごい大きい課になっているんですよ。だから、そういうのも含めてこの一年間をかけてということでもあります。特に両課につきましては、すぐ課をふやすというのは、これは策定委員会で検討させるということでもありますので、そういう事情があるということだけはご報告を申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、いみじくももう一つの名前が出てきたんですが、今言ようかと思っているんですが、確かに福祉保健課が予防課と保健課に。結局、行財政改革というのは、村の存続をかけて村長が意気込みでやっていると私は見えています。だから、安易にまた2つに戻るということも本当は避けるべきだと思うんですね。でもどうしても必要だというのであれば、今言ったとおり、一たんそれを諮った上で、勝手にマイクをつけたり、あるいは主幹を置いたりしないで、当然やるべきだと思うんです。だから業務が雑多になってきたから当然必要になると。この学校教育課がそうであります。でも間違いなくこの中にはまだ総合教育課と福祉課長、保健課長が残っていますから、こういったものから先に整理をして、できるのであればそういったものは主幹とかいう制度は置かずに、村長の意思で前もって準備をして中途半端な課はつukらないほうが良いと思います。それをぜひ次回、次年度に向けても、今年度中にでも。それから若干名はなるべく早く廃止を検討するよう要望して、すべて終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前1時30分)

日程第2.「報告第8号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第8号

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年6月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次のページに別紙が添付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

日程第3.「議案第24号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第4.「議案第25号 土地の取得について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 土地の取得について、ちょっとお伺いしたんですけれども、資料に図面があると思うんですけれども、右下のほうに公有化対象外地域というのと、公有化箇所というのがひっついているんですけど、あっちこっちにあるんですけど、それは公有化するのとならないのはどういった基準でそのような状況になっているか説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

緑色が公有化対象地域外ということで、これは現在の城郭内ですね、県内の世界遺産に登録された城跡内は今泊の私有地でありまして、今泊がこの土地は譲渡しないということで、公有化をあきらめております。また、残りの緑色は…。ごめんなさい、大変失礼いたしました。訂正いたします。白い部分は今、未指定地になっておりまして、例えばこれは土地の所有者に会えないとか、相続ができていないとか、相続者に会えないとか、そういうことでこの権利者にまだ会っていない状況で、同意をもらっていないところがその白い部分であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時33分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第5、「議案第26号 平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時34分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第26号 平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算の歳入について。歳入の8ページ、13款分担金及び負担金の2項の負担金の3目です。これは49万8,000円が中・高生海外語学留学(個人負担金)となっております。その説明と10ページの同じく県支出金の5目商工費県補助金。クワンソウと生しいたけの両方で1,345万6,000円となっております。説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 だいたいまのご質疑にお答えします。

8ページにあります教育費負担金の中の中・高生海外語学留学(個人負担金)につきましては、一括交付金を利用しての子供たちの中学生3名、高校生2名を予定しております海外留学に対するそれぞれ5名の2割の負担額を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 質疑にお答えします。

10ページです。16款2項5目商工費県補助金の2節沖縄県緊急雇用創出事業補助金の中の今回上程して

おりますその中で、起業支援型地域雇用創造事業ということで、今回、特定農産物（クワンソウ）の販売拡大事業と生しいたけの菌床生産・出荷販売事業、両方に対する雇用施策の中で、今回クワンソウにつきましては新規に2人の雇用を予定しているということでございます。それに対する支援でございます。もう1点は生しいたけ栽培が現在、旧今帰仁中学校で行われておりますけれども、その菌床部分の生産拡大をするということで、新規に5名の雇用を創出していくということの支援でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再度行います。8ページの中・高生海外語学留学（個人負担金）ですが、歳出にも出ているんですが、中学生は今帰仁村の中学生としてですね、高校生の人選はどのようになるのかを、細かいとは思いますが、いわゆる今帰仁村の事業でありますので村民が対象なのか、それとも高校生であれば、多分、北山高生かなとは思いますが、それともほかの学校の高校生も対象になっているのか。中・高一貫の一つだと思いますけれども、この高校生の負担の部分について、もう一度説明を求めます。

それから、次のページの緊急雇用創出補助金と理解しています。両方で7名の人件費の補助だと理解していますが、採択に対する条件というのか、資格はどんなものかもっと細かくですね、詳しく。実際に今回、現場踏査も行きまして、クワンソウのほうも見てきましたけれども、説明のほうでは十分というか、それはあったんですが、採択基準ですね。どのような採択基準で2名とって、しいたけは5名というふうになっていますが、これは要望に応じているのか、それとも村の採択基準があるのか、もっと詳細な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

両事業の採択基準ということでのご質疑だったと思います。まず今回は緊急雇用創出事業の中で、特に起業支援型ということで、起業、この文字にありますように、新たな雇用ということでもあります。その中で採択基準は提案書を出していただきまして、地域で起業して10年以内の企業とか、文書になりますと地域に根差した雇用であるとか、そして地域に安定的な雇用の創出、受け皿になり得る等々の要綱の要件がございます。これは一応県の雇用政策課に提案書として提出していただいて、その中で県庁内でこの審議会がございまして、県の横断的な主査以上でしたか、の方々が出席してですね、そこで審議されて採択になるという手順になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 質疑に答弁いたします。

村内中・高生の海外留学の方針につきましては今帰仁中学校と北山高校を対象としております。高校生は北山高校のみを対象にしております。北山高校の学生で応募して募集を済ませておりますが、その中ではすべて今帰仁村内の子供たちが応募してきております。村外は確認されておられません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 理解しています。8ページなんですが、教育長が常々話しております、中・高

一貫の中の既に2年目の事業かと思っております。細かいことではあるのですが、今帰仁村の事業であるので、当然、今帰仁村民が対象だと理解しています。でも北山高校は今帰仁村出身ばかりではないわけですので、その中からは、あるいは村外の生徒もいるかなと思うんです。それでも別にそれは構わないと思うんですが、学校からいわゆる推薦されてやるのか、それとも村から北山高校に要請して、今年度はいわゆる3名、2人かな、でありますということで村出身の高校生として指定しているのかですね。今の課長の答弁では村民だとは聞いていますが、今後もあるとして北山高校で例えば優秀な村外の高校生がいたときにも該当になるのか、そここのところのお考えを聞かせていただきたい。村民が一番ではあるんですが。

それから中高一貫は当然、北山高を目標にしていると思います。でも村民は北山高以外にも高校生はいます。これには高校生と書いているわけですから、一般会計の中で言えば北山高以外の名護高、北農、あるいは那覇もいるかと思えます。そういった場合、どういうことになるか。必ずしも今帰仁村民、今帰仁村内の学校だけが対象なのか、再答弁を求めます。

それから、10ページの件です。経済課長の答弁。今、県を通してというように確認していますが、村内にはまだほかの企業もあってですね、申請をしていると聞いています。だから、そういったものも含んだ中でいわゆる今回はこの2社になったのかですね。実質的に例えばこちらから積極的にこういう事業があるから、村内の企業にどんどん出してくださいとしてやったのか、あるいはその企業独自に県に出したものを村が採択したのかですね。そここのところの答弁を再度求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 先ほどの質疑にお答えしますが、北山高校生ならば北山高校で3カ年そこで学業をやるわけですから、それを北山高校生の中で本村出身と限定すると、非常にせせこましくなりました。北山高校にどんどん魅力を感じているものが、おいしいところでちょん切られるという格好になりますので、北山高校で在学する者は本村出身である、ないにかかわらず北山高校生を対象とする。これは基本です。結果的に去年は応募が少なかったんですが、今回は中学が9名応募がありました。高校が5名応募がありました。残念なことに男子は1人も希望した人がおりません。選抜の結果、今帰仁中学校3名、北山高校2人選抜をして、この間オリエンテーションもして、やがて海外旅行という研修旅行に送る段取りまでできております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

質疑の内容としましては2つの採択に至る村としてのかかわり方だと思いますけれども、まずこの事業自体は県のホームページで公表されて、全般的に知れ渡るようになっております。今回のうち1カ所は村のほうもこういう事業があるよというかかわり方ですね。ということで提案しております。その中で出て、どうしても企画書を作成していただかないといけませんので、助成を受ける企業の側が積極的にそういう部分は企画書をつくっていただかないといけませんので、村としましてはそういう情報提供ですね、そういう中で作成していただいて、一緒に県のほうのヒアリングは担当も一緒にかかわって実施しているような状況でございます。

あとクワンソウについては社長自体も積極的にそういう担当との情報交換も相当やっております、そ

こから情報を得て計画をつくって、村のほうに持ち込んで一緒にヒアリングを受けるような、二通りのスタイルというんですか、タイプがあったということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 8も10も両方とも理解しております。中・高一貫教育ということで、村民にかかわらず北山高であればということと理解しています。これは当然だと思いますが、今限りではなくて今後ともこれを続けられることを要望したいと思いますが、限定、例えば今年、あと5年計画というのがあれば最後に答弁をいただきたいと思います。これは、できたら長く続けていってですね、今やっている今帰仁村「ふれあい少年の翼」に匹敵するものになるかと思いますが、今後とも続けられるのか、それとも何年を限定でやるのかを最後に答弁いただきたいと思います。

それから、経済課長の答弁も理解しました。県のホームページ、県の事業に対する村の採択であるというように、議会の中で理解できます。ただ、一般の村民から見て、村の企業側から見ると私たちもこういった事業が取りたいというのが結構あるものですから、そういったものの村の広報なりに、こういった事業がありますということを広く村民に知らせて、もっと多くの村民にもチャレンジできる体制をぜひつくっていただければということをお願いいたします。これは答弁要りません。教育長に答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 質疑にお答えします。

ただいま質疑のありました中・高校生の留学事業につきましては、一括交付金で事業を導入しまして、平成25年から平成29年まではある程度事業計画として約束がとれております。長期計画としては平成33年までということと随時、一括交付金事業として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時54分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 歳出の16ページからやっていきたいと思います。16ページの19節の負担金、補助及び交付金。コミュニティ助成事業250万円の説明。

次、17ページの20節扶助費。市町村地域生活支援事業222万円の説明と20ページ、予防費の4節、8節、11節で自殺対策緊急強化事業とかありますけど、どういう事業か。これは前々からあるんだけど、何をやっているのか説明を求めます。

それと23ページ、水産業振興費の19節負担金、補助及び交付金。観光力基盤強化事業200万円と一番下の水産多面的機能発揮対策事業の208万2,000円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、5目企画費19節負担金、補助及び交付金です。コミュニティ助成は本年度の対象はどこかということで理解してお答えいたします。本年度の対象としましては諸志区を予定しております。中身についてはまだきちんとした申請書が出ておりませんので、お答えすることは差し控えたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 17ページ、3款1項4目身体障害者福祉費の中の市町村地域生活支援事業の220万円の件についてのご質疑に答えいたします。

この事業は地域生活支援事業といいまして、日常生活用具の給付事業とか日中一時支援事業、それから手話通訳者派遣事業、障害者等入院時コミュニケーション事業、それから移動支援事業がありますけれども、その中の移動支援事業について今回補正をしているところでありまして、特別支援学校への通学の移動支援をするということでの国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の事業となっております。桜野養護学校への通学者がいるわけですけれども、幼児の通学についてはバスに乗り合わせができないということでごさいます、地域の福祉の事業を活用しましての地域生活を支援していく事業となっております。

それから20ページの4款1項2目予防費の中の4節から12節までの件の質疑ですけれども、自殺対策緊急強化事業、沖縄県の事業活動といたしまして歳入では53万4,000円、事業の中身としてはゲートキーパーの要請講座でありますとか、心の病を抱える方々の対面でのケアですとか、それから月一遍ですけれども断酒会の集まりとかですね、そういった事業活動をしている事業であります。10割の補助で、今年が最後だということで県のほうからは聞いております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

23ページの質疑は2点だったかと思えます。まず1点目ですが、23ページの水産業振興費の負担金、補助及び交付金の中の観光力基盤強化事業。これはいわゆる村が実施しております一括交付金の中のソフト事業でごさいます、中身としましては今帰仁ハーリー大会。いわゆる今までのハーリーの大会を観光ハーリーといいますか、観光客を誘致していこうということで今帰仁ハーリー大会と銘を打って、今帰仁ハーリー実行委員会形式にしまして、実施主体としましては今帰仁漁協が実施主体になっているということで、そこに補助金を流す予定にしています。ちなみに設立の実行委員会が先週6月7日、金曜日に実施されまして、大会の日時は9月15日、日曜日に予定をしているような状況です。そのときに決定しております。詳細については、今後この実行委員会を数回設けながら具体的に詰めていくような状況でごさいます。基本的には先ほど申し上げましたように観光客を誘客していこうということでごさいます。

2点目の水産多面的機能発揮対策事業、これは今回、農水省が実施されます新規事業でごさいます。これも所管が農水省で、所管しているのは水産庁の補助事業の中で国・県合わせて4分の3の補助事業をもらいまして、主に漁村が持っている多面的機能を発揮する活動ということで、その事業主体としましては漁協が事業主体となりまして、環境保全ということで漂着物の処理等々、また藻場の保全、そういう保全活動ですね。そしてもう一つとしましては、この漁村が持っている伝統文化の継承と、そういうソフト事業を実施していく事業となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 17ページです。今、課長の説明では移動支援云々、桜野養護学校とかありましたけれども、これは何名なのか。私が見たのは桜野養護学校へバスを降りて、天底のバス停で降りて社協が出迎えとか、何回も見ますけれども、二、三名いるのかどうか。その答弁をお願いします。

次、20ページ、自殺対策緊急強化事業です。これは近年いろいろ交通事故より自殺者が日本では多いのがありまして、いろいろな悩みをかかえてるメンバーが多くてアル中云々の方々が多くなってきて、あとは自殺に走る方も多いと聞いていますので、ぜひそれを生かしながらアルコール依存のメンバーも対策できたらいいなと思っております。これは今年で終わりということですので、もし別のところのほうがあればまたということで、答弁をお願いします。

次に23ページです。200万円のハーリー大会云々ということでありますので、近年ハーリー大会もあまり盛大にやっておられませんので、前みたいにハーリー大会のときに相撲大会まで兼ねてやるのかどうか。村民を集めてですね。今は漁民だけでハーリー大会をやっている形でありますので、その内容ですね。200万円も補助をするぐらいだったら、前は各字の子供の相撲大会もありましたので、そういう方法もまた復活していくのかどうか説明をお願いします。

次の水産多面的機能発揮対策事業、いろいろな事業があるんですけども、今帰仁村は水産物、海ぶどうが生産されていないんですよ。あちこち回ってみますとモズク云々はいろいろ出てきていますけれども、海ぶどうは屋我地、我部で新里の漁港で、近場ではこれだけしかありませんので、もし今後そういういろいろな事業がとれるのであれば海ぶどうも今はだんだん居酒屋等々でも流行ってきて、観光客もお土産に買っていつている状況でありますので、今後その展開ができるかどうか。今、一番海ぶどうをやっているのが恩納村なんです。ぜひ水産のいろいろな事業をやるんだったら、そういう事業も展開する今後の予定があるかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 17ページの3款1項4目の市町村地域生活支援事業についての質疑にお答えします。

対象児童につきましては何名かということでございましたけれども、この事業は医療的ケアを必要とする児童生徒は桜野（県）の通学バスが利用できないということがございまして、どうしても今年4月に入学した児童につきましては医療ケアを要する子供さんでありまして、どうしても福祉的な事業で義務教育を受けさせるということでの要綱を改正して、特別支援学校における通学バスが利用できない子供に限定した事業ということになっています。対象児童としましてはお一人です。

次は20ページの4款1項2目の予防費に関する自殺対策緊急強化事業に対するご質疑でございますけれども、本村においても毎年3名から5名の自殺者がおられます。その傾向につきまして、議員が申し上げましたとおりアルコールからうつに入りましての傾向もございまして。早目の気づき、気づける人、その対象者の周りに気づきを、早目にそういったシグナルをキャッチして予防に努められる人を養成するためにゲートキーパーの養成の事業を第一番目にやっております。それから地域の周りからの声と保健センターのほうで社会福祉士のほうを配置しておりますので、その辺でキャッチしまして訪問して、事前に予防的

な事業もやっていくというような事業になっております。この事業は先ほど県の事業としては基金事業でございますので今回で終わりですということでしたが、過去3年光をそそぐ基金、今帰仁村も600万円の事業を活用しまして続けてきた事業でございます。本年度も単費でその事業を継続していくところでしたが、県の補助事業ができるということがわかりましたので、それを活用しまして今年度も補助事業を活用した事業ということでやっています。今後については財政とも調整しながら続けていけるように努力していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 質疑にお答えします。

ハーリー大会の大会プログラムの中に相撲大会云々という話でしたが、実は先週の実行委員会のプログラム案としましては、村内20チーム、村外40チームということで、そのスケジュールを見てみますと、後夜祭まで入れて受付は午前9時半から、後夜祭が20時30分、午後8時半までと。スケジュールとしては目いっぱいのような状況でございますけれども、ひとつ相撲大会ということは提言として拝聴していきたいと思っております。あと、海ぶどうを新規にという話でございましたが、どうしてもそういうこととなりますと主体となります漁協との話し合いというものも大切かと思っておりますけれども、その辺もひとつ提言として承っておきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 21ページをお願いします。6款農林水産業費1項農業費の4目畜産業費の18節肉用牛生産振興特別対策事業の説明。19節の特定地域経営支援対策事業マイナス1,749万6,000円の説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

21ページの備品購入費と負担金、補助及び交付金についてのご質疑でありましたけれども、少しご質疑と少し離れますけれども、実は平成19年度に策定されました畜産担い手総合整備事業、今は畜舎と草地造成ということで、実施は平成20年から平成24年実施の総合整備事業がございました。その整備事業の中で実は当初は農業機械、農具庫等々が認められて、最初に実施されておりました伊平屋等においては実施されてきております。途中でこの事業が機械がメニューから削除されて、そういう中で所管しております県の畜産課といろいろ交渉がありまして、今は特定地域経営支援事業、これはマイナスになっておりますけれども、当初の段階でこの特定地域経営支援事業、これで農業機械を助成していこうと。この別のメニューでスタートしました。当初予算にこれが載っております。その中で県の畜産課としましては、県自体の一括交付金の枠がありまして、それを採択されたということで、この肉用牛生産振興特別対策事業、これにいわゆる乗り換えて実施していくと。当初予定しておりました事業を減にしまして、畜産課そのものが県が持っている一括交付金でその事業ができるということで、肉用牛生産振興特別対策事業、それに乗り換えたような状況でございます。そこで、いわゆる一括交付金の中で、その要綱の中にきちんとホイールローダーに関しては村が事業主体になって、村の備品として持って貸し付けるような格好にしないということでございます。村が事業主体で村が購入して貸し付けると。事業主体が村になっているという

ことで、その備品費に計上してあります。あと、したがいまして負担金補助金の中で、それ以外の肉用牛生産振興特別対策事業、ロール機の購入とか倉庫整備ですね、これは機械・農具庫の整備ですね。それについては、この3農家での事業主体。事業主体はそこの3農家が事業主体として県から来た補助金をそのままトンネルで流して事業主体はその3者でやっている組合で実施していくというふうな仕訳になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 ある程度理解しているわけですがけれども、ホイルローダーについては1,427万円、これは1台ですか。それと村の備品という形になるわけですがけれども、その組合以外にも貸し付けできるのかどうかですね。緊急的に自分の機械が壊れたと、村のホイルローダーを貸してくれという形で来た場合に、どういう形がとれるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。ホイルローダーについては補助金の変更の中で事業主体は市町村ということになっております。その裏負担分ですね。結局は裏負担分については当該組合員が持ちますので、積極的に貸し出しというのは、その組合員からの貸出日が優先されるということでございます。以上です。

答弁漏れがございました。台数は1台でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について質疑を行います。

16ページです。2款総務費の1目一般管理費の中の12節役務費及び13節委託料、両方に出ています職員採用試験広告料8万円、職員採用試験実施委託料25万円、この説明を求めます。

それから32ページ、10款教育費ですね。1目社会教育総務費の共済費から使用料まであります村立図書館開設事業13万2,000円と96万1,000円、5万円、45万7,000円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、1目一般管理費の12節役務費、職員採用試験広告料のところでございますけれども、当初17万円計上しております。昨年度の琉球新報、沖縄タイムス、県内二紙への広告料が約25万円近くです。その分を計上するために、今回8万円を計上しております。

13節の委託料について。この委託先はどこかということで理解してお答えいたしますけれども、これについては公益財団法人日本人事試験研究センターへ委託予定をしております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

32ページの社会教育総務費の中の4節と7節の村立図書館開設事業の質疑でございますけれども、これは昨年、緊急雇用対策事業ということで、去年の8月から今年の7月まで一年間の雇用対策事業で、2人

が雇用されております。7月には切れませんものから、今回補正で計上しております事業ですね、共済費もそうですけれども、8月から来年3月分までの9カ月分の共済費と賃金。これは7月まで2人でありましたけれども、8月からは単費になるものから、1人の雇用ということになります。幸いに1人の方が出産ということでやめるということになりますので、その1人を継続して採用していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 採用については当初予算の補正として理解しております。図書館については、それも同じかと思ったんですが、開設準備だけで、開設はもう予定どおりかなと思うんですが、年度内でしょうか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

開設となりますと事業費が大分ふくらみまして、一括交付金の中でやっていこうと、事業をですね。やっておりますけれども、村全体の一括交付金の総枠の中でちょっとまだはみ出ている部分がありまして、今年度は要求はしてございましたけれども、その一括交付金の中には含まれておりませんので、今年度の開設は不可能でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか9番。

○ 9番 山城 太君 34ページです。1目の保健体育総務費の19節、台湾・沖縄県今帰仁村少年サッカー親善大会の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

34ページ、保健体育総務費の中の19節でありますけれども、これは今帰仁村の観光に結びつけた取り組みということで、村長のほうから、専門業者に「どういう事業があるか」ということで打診したところ、いろいろな提案がございましたけれども、その中で今言ったように台湾との、これは少年なんですけれども小学生の事業があるよということで、これはどうかということだったものですから、今回、補正に上げておりますけれども、一応日程的には7月6、7ということでありましたけれども、先週でございましたか、台湾のほうから日程的にはちょっと延ばしてもらえないかということで打診がありまして、実際にはまだ7月7日というのは決定ではございませんけれども、ちょっと延びる可能性がございます。その中で台湾が2チームです。沖縄県からは今帰仁村に1つ少年サッカーチームがございますので、今帰仁村の少年サッカーチーム1チーム、あとは沖縄県のサッカー協会が全面的にバックアップするというので、あと2チームは探すということになります。また台湾のほうからテレビ局、マスコミも来て今帰仁村の宣伝をしてもらおうということになります。一応、ホッケー場でやって、宿泊も全部今帰仁村でやるということで、予定としては大人はホテルベルパライソに泊って子供たちは諸志のパークゴルフ場にありますが泊まるということで、一応予定をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 大変いい計画だと思いますので、じゃんじゃん今後ともこういった事業をふやし

ていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 21ページ、6款6目の19節負担金、補助及び交付金の495万8,000円。今帰仁村土地改良事業負担金です。これ仲尾次となっているんですけど、これは事務費なのか説明を求めます。

続きまして22ページ、6款1目の13節委託料50万円。これは環境保全美化推進事業となっていますけど、その説明を求めます。

続きまして23ページ、2目の19節負担金、補助及び交付金の中でウニ放流補助金というのがあるんですけども45万円。その説明を求めます。

続きまして32ページ、10款教育費、5項の社会教育費、3目文化財保護費の11節需用費50万円のその他需用費ということで、城跡花いっぱい運動の説明を求めます。

続きまして33ページの6目の12節役務費です。その中に今帰仁城跡チケット販売手数料ということで24万円と下の2万4,000円がありますけれど、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ご質疑にお答えします。

21ページの6目の農業構造改善事業費の中の負担金、補助及び交付金についてでございますけれども、これは仲尾次地区が一部繰越事業がありまして、工事の繰り越しに対する村の負担分です。土地改良事業の負担分としましては国が80、県が11%を持っています。その残り9%の中で村が持つ6%、3%が地元負担ですね。それは工事費に対する村の持ち分の6%、約6%ですね。事務費等とは少しまた率が違いますので、そういう計上になっております。

あと22ページの1目の林業総務費の委託料です。環境保全美化推進事業の50万円ですね。これは林業費に組み込まれておりますけれども、その事業の出所自体は一括交付金の中の事業の一環でございます。環境保全ということで、主に危険木の伐倒等々を考えております。そこで今回増額したのは、村道関係と教育委員会が所管する危険木伐倒の委託費で増額補正をしている状況でございます。

あともう1点、開けていただきまして23ページの2目の水産業振興費の負担金、補助及び交付金です。ウニ放流補助金。この前の議会でも一般質問等々がございまして、今、村がウニ放流事業に稚魚の助成をしていますけれども、それだけでは不十分じゃないかと。育つ前に魚類に食べられてしまうのではないかとということで、いろいろ提言がございました。それを受けまして村と漁協と県と3者になりまして、いろいろ検討した結果、ある程度栽培漁業センターから購入した稚魚をもう少し生けすで成長させまして、放流したほうがいいんじゃないかという提言がございました。それで確実にふえるかどうかというのも県の研究機関のほうも半々であると。しかし、やってみようということで、実はこの生けす自体の費用としまして90万円程度かかります。その半分を助成していこうということで、これは村長のほうからもウニについては村の特産品でもあるし助成していこうということで、今回この補助になっております。これは余談ですけども、ちなみに今年のウニの最終、ウニの解禁についても今年いっぱい禁漁しようかという漁協内、この3者の中からも出ております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

32ページ、文化財保護費の中の需用費であります。城跡花いっぱい運動50万円の件でございますけれども、毎年、毎年というんですか、もう6回行われています。桜まつりに向けての花づくりに関する、例えば土や堆肥ですね、プランター、花の苗ですね、それとか村長がいつも花をいっぱいに下さいということをいつも言われております。その中で今回、ハイビスカスも小さいプランターじゃなくて大きなプランターに入れまして、現在段取りを進めているところでありますけれども、ふやしていく段取りであります。当初で計上しておりましたけれどもカットされまして、復活ということになります。クワンソウもずっとふやしていく所存ではあります。これは苗もですね。一応自分たちで苗もふやしてはおりますけれども、足りない分に関しては購入ができるかどうか、進めていきたいと思っております。

次の33ページの6目の役務費の中の今帰仁城跡チケット販売手数料ですけれども、今、新しい取り組みなんです、先ほど一般質問の中にもありましたけれども、去年の12月ごろから道の駅、許田にあります道の駅ですね。そこがチケットを販売してもいいと、協力しますからぜひできないかということで、一応3月までは手数料なしで試行を進めておまして、結構たくさんのチケットを販売してもらっておまして、4月からは手数料を組んでちゃんとチケットの販売委託契約書を結びましてやっております。これは説明にありますように、この320円は団体チケットであります。大人ですね。その1万5,000名分ということでありまして、手数料は5%。これは16円になりますけれども、これは美ら海水族館のほうも道の駅と契約を結んで5%の手数料を支払っておまして、この手数料のパーセントに対しては美ら海水族館を参考にして計上しております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 2番。

○ **2番 石川清友君** 先ほど質疑いたしました土地改良の負担金については一応理解いたしました。

23ページのウニ放流事業の45万円なんですけれども、これは稚ウニをある程度の固さにまで育てるということで生けすの90万円の2分の1ということなんですけれども、これはその2分の1については組合が持つということになるんですか。その生けすの設置場所ですね。これは当然組合といろいろ協議しながらやられていると思うんですけれども、陸でやるのかそれとも海の中でやるのか質疑いたします。

32ページの需用費の50万円の件なんですけれども、これは城跡の花いっぱい運動に対する費用なんですけれども、これはハイビスカスの大鉢ということなんですけれども、これは鉢数にすると大体どれぐらいの鉢なのか。それと桜まつりに向けた花づくりということでありましたけれども、これは桜祭りも確かにいいかと思うんですけれども、そのときは見る桜がありますので、花のない時期に村長もおっしゃっていますように年がら年中ということ想定すれば、やはり時期というのは、またひとつ考えるべきものもあるんじゃないかなということになります。それでは見解を伺いたいと思います。

それと33ページのチケットの販売手数料の件なんですけれども、これは道の駅さんとの取り扱いといたしますか、預けたりそこからまた現金を回収したりするのは教育委員会が直接やられているのか、それとも指定管理者にさせているのかお伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまのご質疑にお答えします。

今、ウニ放流事業のウニ放流補助金の生けすの設置場所の問い合わせでございますけれども、場所としましては県と漁協と村も一緒になった、先ほど申し上げましたこのウニについての協議会の中でいろいろ出ましたけれども、運天漁港の泊地ですね。泊地で港口から入って右手のところ少し泊地が、えぐれた泊地があります。その辺を予定しているということです。漁港内にしませんが、中間育成でえさをあげたりするのは部会員がしますので、その辺があるということでございます。

もう1点ですが、90万円のうち2分の1については漁協または部会員で折半するというので補助率をそのように決めております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

鉢数ですね、プランターの数なんですけれども、これは大きさも小さいのもさまざまでありまして、具体的な数字はちょっと把握しておりません。大変申しわけなく思っております。あと、時期的なものもありますけれども、確かに桜祭りは桜もございまして、やはりこの花づくりですね、これは兼次小学校の児童に結構つくらせるところもあるわけでありまして、これはまた教育の一環としてさせているところもございまして、やはりチケット販売の交流センターから平郎門の間は桜は少ないわけでありまして、ここを毎年のごとくプランターに花を植えて咲かせて、ここで咲かせて通りを花で埋めたいなと思っております。もちろんこれは桜まつりだけの花いっぱい運動じゃなくて、随時、例えば今は先ほどありましたようにハイビスカスもですね、桜まつりに向けてのハイビスカスではございませぬ。これはやはり常時花が咲くようにプランターに植えて、場内にはなかなか管理面からすると難しいわけでありまして、平郎門までの間にプランターを置いて水管理や施肥の管理とかですね、できるように、やりやすいようにここを並べていきたいなと思っております。花に関しては、ユリもまだ結構球根類ですね、球根。これ植える場所が結構ありまして、これも3年前でしたか、ふやしてみたところ、どういわけか2カ年か3カ年あたりですね、すっかりなくなりまして。ちょっと研究しないといけないところもありまして、去年あたりは躊躇しているところがありましたけど、私は半陰あたりのほうがいいのかということがちょっとわかってきたところでありまして、ユリのほうもふやしていきたいなと思っております。あと名護ランですね。名護ランもふやすということです。ここで名護ランも一応植えて植栽していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時41分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 答弁漏れがございましたのでお答えいたします。

手数料の件でございますけれども、これは指定管理者が全部取り扱って、指定管理者のほうで道の駅と直接チケット販売に対してはやっております。この報告を受けて手数料のほうは文化財係が支払うようになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 23ページなんですけれども、ウニの放流の件なんですけれども、これはたしか当

初予算では24万円組まれていて、個数にすると1万5,000個ということだったと思うんですけども、今回新たな試みもするというので、その数をふやすのかどうかですね。そこら辺、伺います。

それと33ページのチケットの販売手数料の件なんですけれども、これはたしか大人1人ですと400円の入場料だったと思うんですけども、券自体は。これが団体観覧料ということで320円なんですけれども、大人1人で見ると400円の券は売らないのかどうかですね。団体券になりますと個人で入る場合は買えないのかどうかですね。それを質疑いたします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

稚ウニ購入費に対する当初の補助もございまして、それで数をふやせるのかという話ですけども、実は中間育成する場合と育成側、育成をしようとする側の作業量等々を考えて、その中で1万5,000個はそのままにして、分割してですね、3分割だったと思うんですけども、その程度のローテーションで中間育成していくと。いきなりまたそれだけの数を持つてくると対応できないという等々がございまして、この3分割してローテーションで回してやっていこうということになっております。したがって、数は例年通りの数でやっていこうということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 質疑にお答えいたします。

チケット販売手数料の件でございまして、400円は確かに個人のチケット料金であります。なぜ320円かといいますと、320円は団体チケットでありますけれども、やはり入場者にメリットがなければいけないと。ただ400円だったら入場者は恐らく関心がないということでありまして、入場者にメリットがある。これはクーポン的な考えでありまして、入場者をいかにふやしていこうかという考えのもとで入場者に恩恵を与えるということで団体チケットという取り扱いで販売をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 先ほどの経済課長の答弁でほぼ理解いたしました。個数については1万5,000個ということで、当初の予定より多くはならないということなんですけれども、今後ぜひ古宇利の特産として、古宇利は今後シェルタワーもたしか10月にオープンするという話も聞いております。そういう中で恐らく古宇利に行かれる観光客というのは特段にふえていくんじゃないかなと思うんですけども、その中でぜひ今帰仁の特産品あるいは古宇利地区の特産品としてウニを定めてもらって、ぜひこの特産品としての銘柄に向けてぜひ取り組んでいただきたいなということと、ぜひ来年は数をもっとふやせるのであればふやしていただいて、今年もし禁漁になるのであれば来年に向けて非常に期待できるのではないかなという気がしますので、ウニの放流に関しましては以前は移殖といいますか移動だけやっていた時期が年間40万個というような数もやっていた時代がありますので、ぜひ一挙にはできなくても古宇利の特産品として、ぜひ定着させていただきたいなということをお願いいたしまして質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 32ページ、10款5項1目報償費、社会教育講演会の30万円の詳細について伺い

します。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

32ページ、社会教育費の中の8節の報償費の件でございますけれども、この講演会でありますけれども、これは去った平成24年に行われたロンドンオリンピックですね。女子のレスリングなんですけれども、金メダリストの小原日登美さんという48キロ級で金メダルを獲った選手であります、やんばるレスリングクラブもございまして、このレスリングのコーチから打診したところ、今帰仁に行ってもいいということでした承しておりますけれども、ちなみに小原日登美さんという方はですね、どういう方かと言いますと、さっきも言いましたけれども、青森県出身であります、全日本選手権の51キロ級で優勝しまして、2000年より世界選手権で8回も優勝した方でありましたけれども、残念ながら51キロ級はオリンピック種目になくて、いつも断念をしておりましたけれども、55キロ級で挑戦して吉田沙保里さんに負けて、それから引退したわけでありますけれども、48キロ級には妹の真喜子さんという方がこの階級にいまして、兄弟では戦いたくないということで、悩んだそうであります。その中で、最後に妹さんが結婚を機に断念したということで、それを機に日登美さんは48キロ級に階級を落して、自分はロンドンに出てメダルを獲るということで、挑戦したところ目標を達成して晴れて金メダルを獲ったと。すばらしい方であります。それが8月24日に、一応予定でありますけれども今帰仁小学校で行う予定であります。翌25日は沖縄県のレスリング大会、これは子供たちなんですけれどもやる予定であります、この中に小原さん夫婦2人とレスリングの指導者が2人ということで、模範演技含めて指導も含めて来村をする予定であります。中に小原日登美さんの講演ということで入れてあります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時00分)

日程第6、「議案第27号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後3時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時16分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 以前の工事、今回の議案第27号は工事請負契約、1億円以上の工事だと理解しています。前にもですね、きょうはたまたま時間がかかったんですが、添付資料として契約書と推薦書はつけるようになっていたと思うんですが、いつの間にかこれがなくなっていると理解しております。今の議長になる以前の議長からだったと思うんですが、これはつけるべきかと思うんですよ。この件とですね、それから今回、この業者は議案第27号については10社があつて後ろは数社ですよね。これは入札推薦者の案でありますので、今回のこの議案第27号の請負契約に応札業者は何名だったのかですね。これは全

員なのか。この中から全員じゃないというふうに思いますが、全員なのか。その中で1社が選ばれたということと、これまでの業者の保証業者制はもうなくなっていると思いますが、この3点について答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時25分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまの寛政議員の質疑にお答えいたします。

指名参加業者の添付ということでしたけれども、議会からの資料要求があれば、その要求されたものについては提出するのか、この辺は議会の皆さんの意向によりたいと思いますので、ご審議のほうお願いしたいと思います。

それから、今配りました指名業者ですけれども、全員が応札に来たのかというご質疑でしたけれども、これは全員が応札しております。

それともう1件、工事完成連帯保証人、もう忘れましてけれども何年か前まではどこでもつけておりました。これは一度談合問題が出まして、これをやると談合網につながるというようなことがありまして、今は工事完成連帯保証人はどこもつけておりません。そういうことで保証協会の保証をもらうということになっておりまして、今回も西日本建設業保証協会が保証して完成を保証しているという状態でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第27号について、副村長が今答弁したとおりだと思います。これまでの今帰仁村議会の場合はこれがついておりました。おっしゃるとおりこちらからの請求であったんです。ただ、慣例といいますか、今言ったいろいろな談合防止ということもあって、こういう議案についてはなかなかタブー視してですね、議員のほうも遠慮してというか、質疑がなかなかできなかったわけです。このように契約書があって、その契約についてというだけでありますので、ほとんどわかりにくいと。とてもわかっている議員もいるわけですが、それはやりにくいということもあったので今まで異議なしということになったんですが、本来なら議会に通したものはすべて質疑して内容を十分把握した上で通すべきであって、後で何かあった場合でも皆さんは通したんじゃないかということであれば、我々にも責任があります。それでこういうことになったわけです。私は個人的には指名業者推薦書については毎回ほんらいならつけてですね、前にはあったんですけど最高額、落札額までつけて透明にしてですね、それを村民にあからさまにしてやるべきだというふうに思っております。今回、唐突に出たわけですが、できるならば議案の定例会ごと、あるいは臨時会でもいいんですが、その都度、議員の要望を聞くなり、本当に大きな工事の場合でもそうですが、でき得る限り公表できる資料はつけていただきたいことを要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第7.「議案第28号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「同意案第3号 固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第9.「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 同意案第4号について、教育委員の任命について同意を求める件について参考のために質疑をしたいと思えます。

今回の提案理由は教育委員謝花弘氏が平成25年6月30日任期満了のため同意案を提出しますとなっております。来月からは新しい委員が誕生するわけですが、現在の教育委員5名、氏名はいいですので出身字の一覧、どこどこなのかを答弁してください。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時31分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 現在の教育委員の出身字を申し上げたいと思えます。今泊、謝名、仲宗根、渡喜仁、運天でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 あえて字名を言っていたわけですが、地域バランスを考えたときに、今はちょうどバランスがとれていると思えます。真ん中が仲宗根としてですね。東に2人、西に2人とちょうどいいぐらいであると思っておりますが、この人の住所を見ますと今泊ということで、次の7月からは今泊2、仲宗根、運天、謝名ということで極めて東側が少なくなっています。これはバランスで決めるものではないんですが、提案者にご意見を伺いたいと思えますが、かつては学校区からというのがありました。学校区というのはやはり地域バランスということで東、西もうまくいっていたと思えますが、今は議員も11名いますし、ある意味ではそれは必ずしも当たらないと思うんですが、でも今帰仁村は古宇利から今泊まで東西に広がっていますので、ある意味ではバランスも考慮した人事は必要じゃないかと思えます。1万人近くいる今帰仁村には有識者もいっぱいいますので、必ずしも偏りはできないと思えますが、そういう観点から村長の地域バランスからの教育委員の任命について、意見をお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えをしたいと思えます。

これまで教育委員については地域バランスということで校区というものから選出というのもございまし

た。これはやはり人材という意味で必ず校区ではちょっとまずいんじゃないかという中で今の状況になったと思います。確かに地域バランスは必要だと思いますが、これまでも字から2人というのはありました。今回の場合はやはり新城敦氏はこれまでの教員生活の中で指導主事をして教頭をして、今現在指導主事をしているという意味では教育行政、そして人格含めて素晴らしい人材だということで今回提案をしております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 きょうは質疑でありますので、この質疑の内容といたしますか村長の答弁も参考にしてあしたの最終日に新しい人事についてのこの議会の議決になると思います。そのバランスだけでもちろんできるわけじゃないし、場合によってはすべて西側になる可能性もありますし、東、西だけじゃありません。いずれは国の方針で村長がいわゆる教育委員あるいは教育長も任命することになると思いますので、これから後の村長の姿勢というのは大変重要になると思います。きょうの意見をあしたの討議に生かしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第10.「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後3時35分)